

令和8年度かながわアスリートネットワーク派遣事業

実施要項

1 趣 旨

県では、県内スポーツ関係の著名人やプロスポーツ選手、国民スポーツ大会（旧国民体育大会）出場選手などが結集し設立された「かながわアスリートネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）と協働し、様々な取り組みを行っている。

スポーツ教室や講演会等の開催を通して、アスリートの有する専門性や経験を県民へ伝えることにより、スポーツを通じた社会貢献ができるよう、年間を通じて講師の派遣に係る募集を行う。

2 概 要

(1) 期間

通年

(2) 対象事業

県民等を対象としたスポーツ振興事業（スポーツ教室、講演会等）とする。

(3) 派遣講師について

講師の派遣を希望する団体（以下「希望団体」という。）は、講師を指定して依頼できる。又は、依頼の内容から事務局が派遣講師を調整することも可能。

(4) 経費

会場使用料、運営補助人員等の事業実施に要する諸経費や補償及びネットワークメンバーの講師謝金（交通費等含む。）については、**希望団体**の負担とする。

※ 荒天等やむを得ない理由により事業を中止した場合の講師謝金の支払いについては、希望団体が講師と協議の上、決定することとする。

(5) 広報等に関する取り決め

事業の広報及び実施の際は、ネットワークの紹介を次のとおり行うこととする。

※ 「かながわアスリートネットワークとは、県内スポーツ関係著名人やプロスポーツ選手、国体出場選手等により構成された、本県のスポーツ振興に貢献することを目的とする組織であり、〇〇氏は同ネットワークメンバーである。」

3 事業実施までの手続

(1) 申請手続

希望団体は、別紙1「希望票B」を実施の**2か月前**までに事務局まで提出する。

事務局は、提出された希望票Bをもとにネットワークメンバーと調整し、希望票の提出から原則**20日以内**に「対応の可否（調整の状況を含む）」について回答する。（仮決定の通知）

(2) 申請書の提出

希望団体は、仮決定の通知から原則**7日以内**に、別紙2「派遣事業申請書」に事業の開催要項等を添付して、事務局に申請する。

(3) 決 定

事務局は事業申請書の提出を受けて、希望団体へ派遣の決定を通知する。（別紙3）

4 講師との調整・連絡

希望団体は、決定した事業について、ネットワークメンバーとの事業内容・補助人員・講師謝金の支払い等の具体的な調整を直接行うこと。

特に、事業の主催者（以下「主催者」という。）は、ネットワークメンバーと連絡を密に取り、会場や時間、事業内容、補助人員の有無等、緊急時の対応など、講師との調整内容について把握すること。

5 直前の調整

主催者は、**事業実施 7 日前までに**、講師に当日配付予定の資料や進行予定表等の資料を送付する。

6 実績報告

希望団体は、**事業完了後 14 日以内**に、別紙4「派遣事業実施（中止）報告書」及び事業実施の写真やチラシ、パンフレット等の資料を事務局に提出すること。

※ 天候等やむを得ない理由により事業が中止となった場合や交通事情等により講師が事業に参加できなかった場合も、別紙4「派遣事業実施（中止）報告書」の「8 その他」にその旨を記載の上、提出すること。

7 その他 特記事項

事務局は、必要に応じ、事業の実施状況を調査することができる。